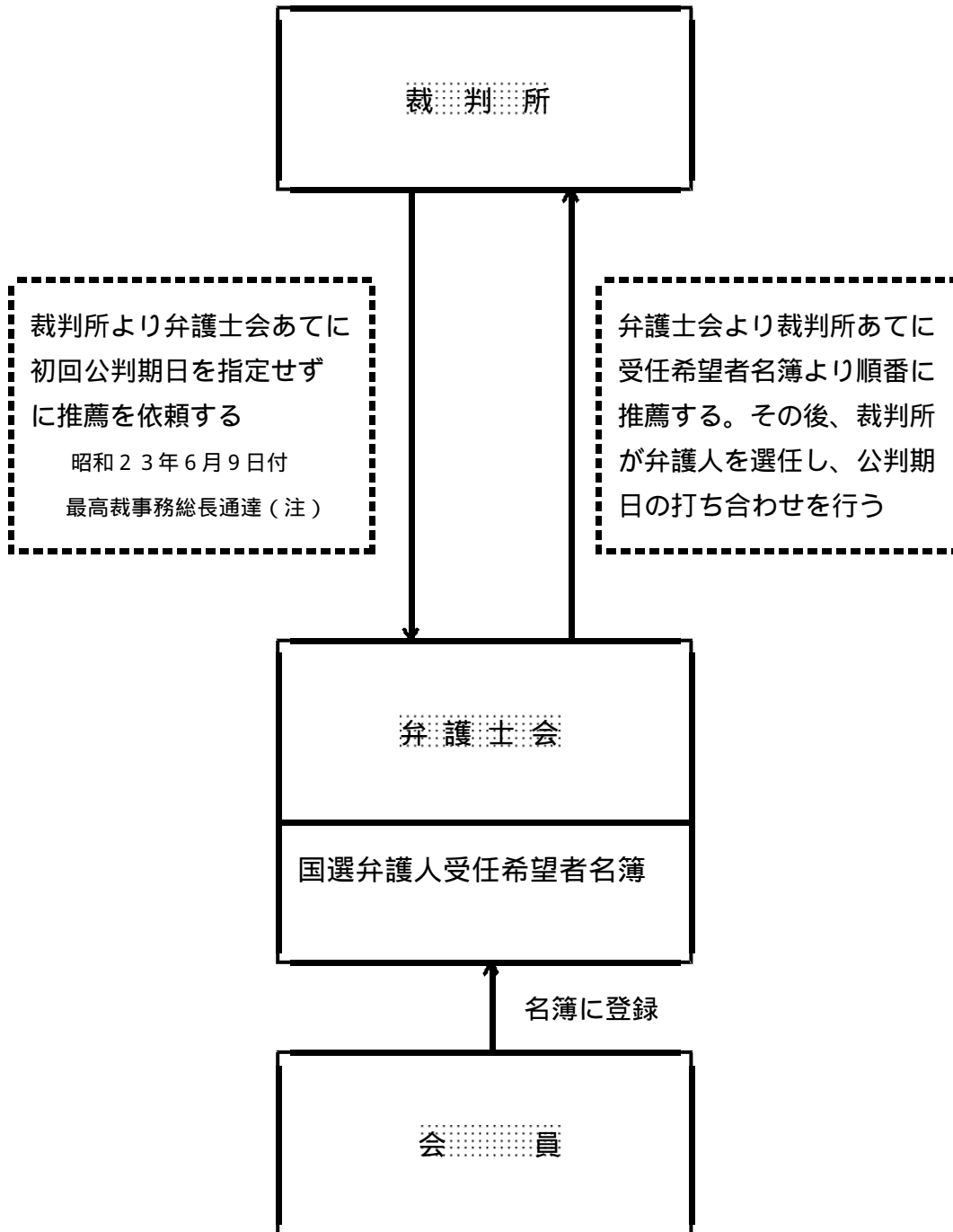


### 国選弁護士推薦手続

つぎの各パターンは、推薦手続を類型化したもので、実際の手続には種々のヴァリエーションがある。

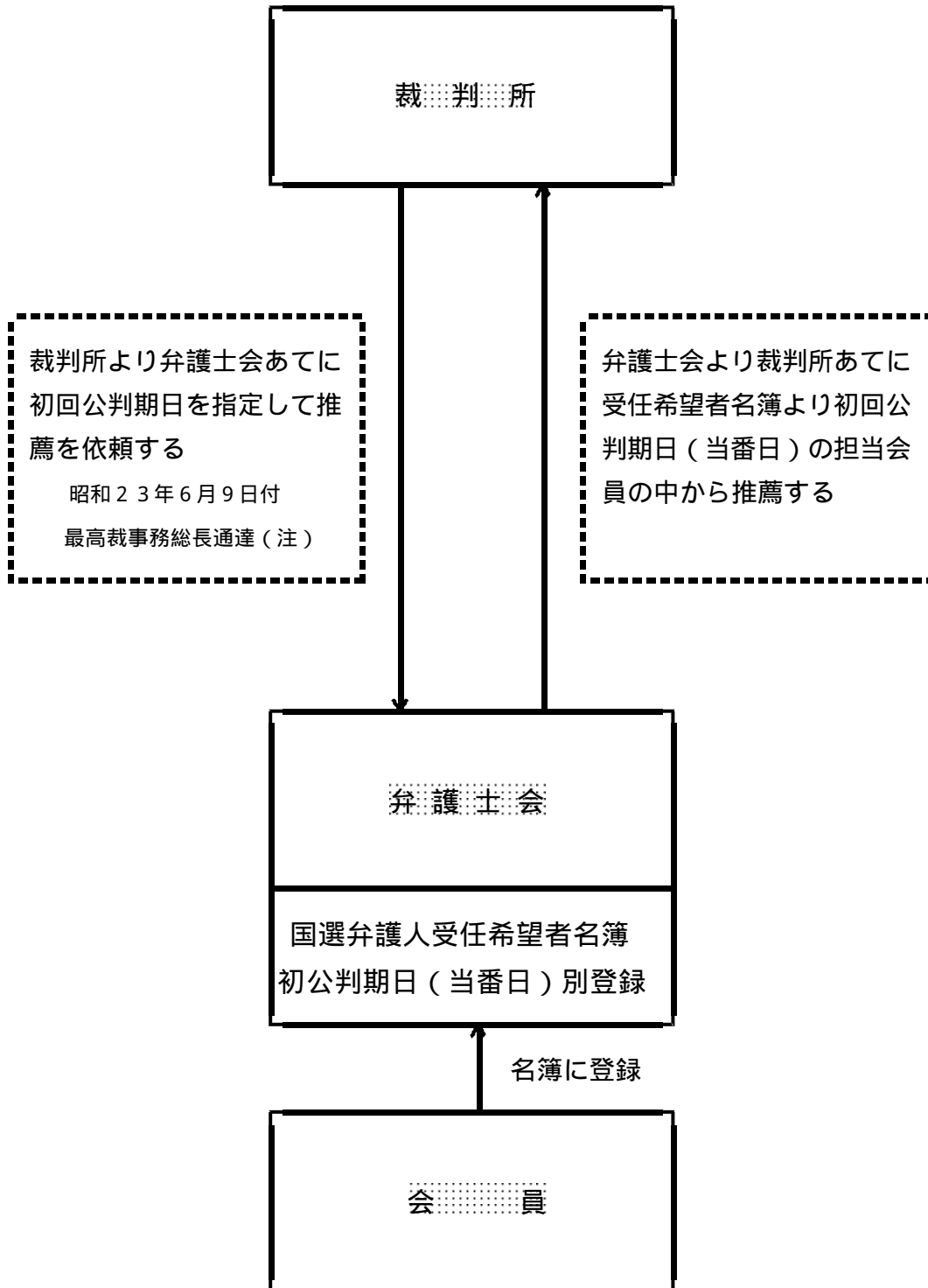
#### パターン(1): 期日未指定・名簿推薦方式

裁判所が期日を指定せずに弁護士会に推薦依頼をする(埼玉弁護士会、福岡県弁護士会など)



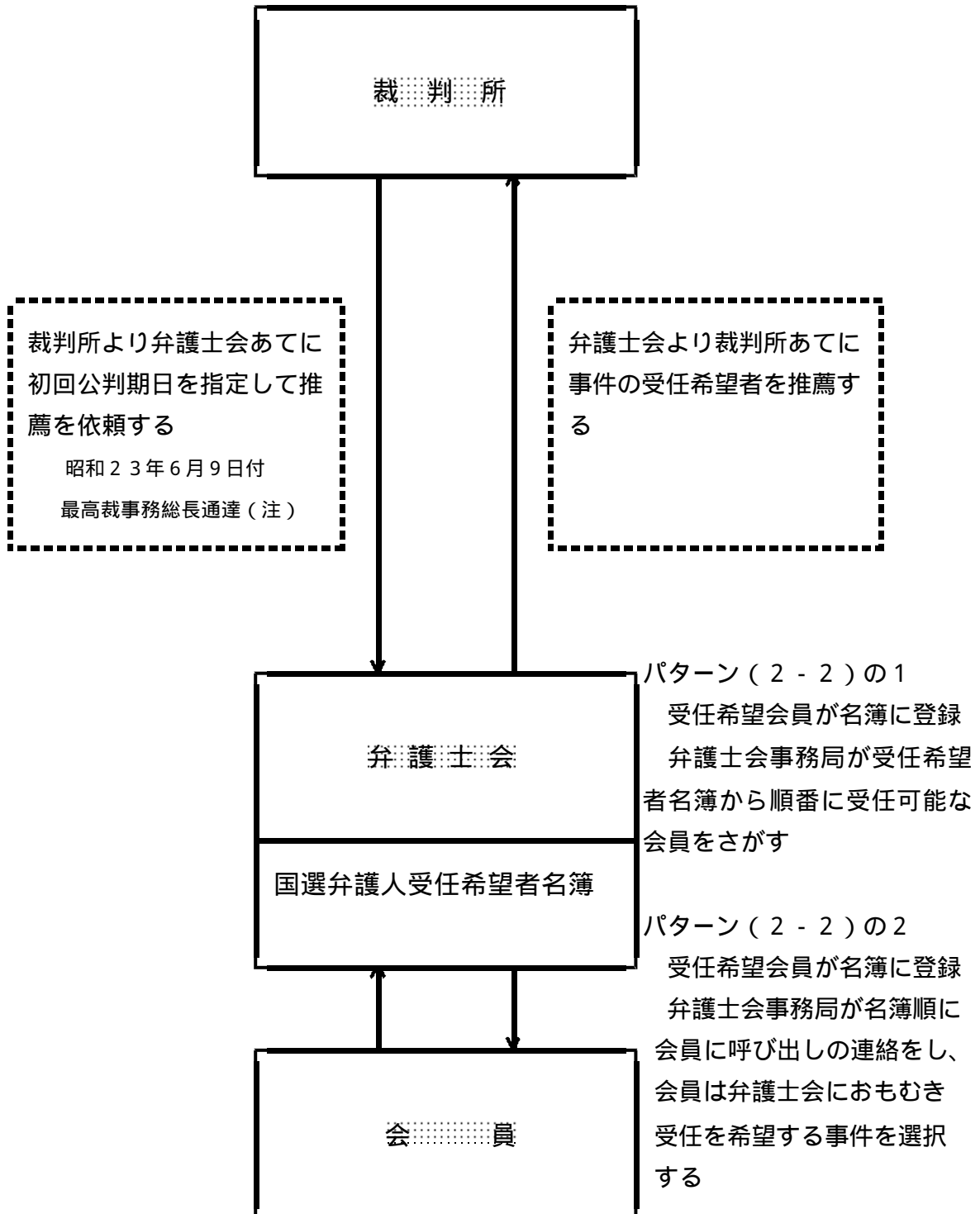
パターン(2-1): 期日指定・当番推薦方式

裁判所が期日を指定して弁護士会に推薦依頼をし、弁護士会は登録名簿に基づき公判期日の当番の会員を推薦する(横浜弁護士会、千葉県弁護士会、大阪弁護士会など)



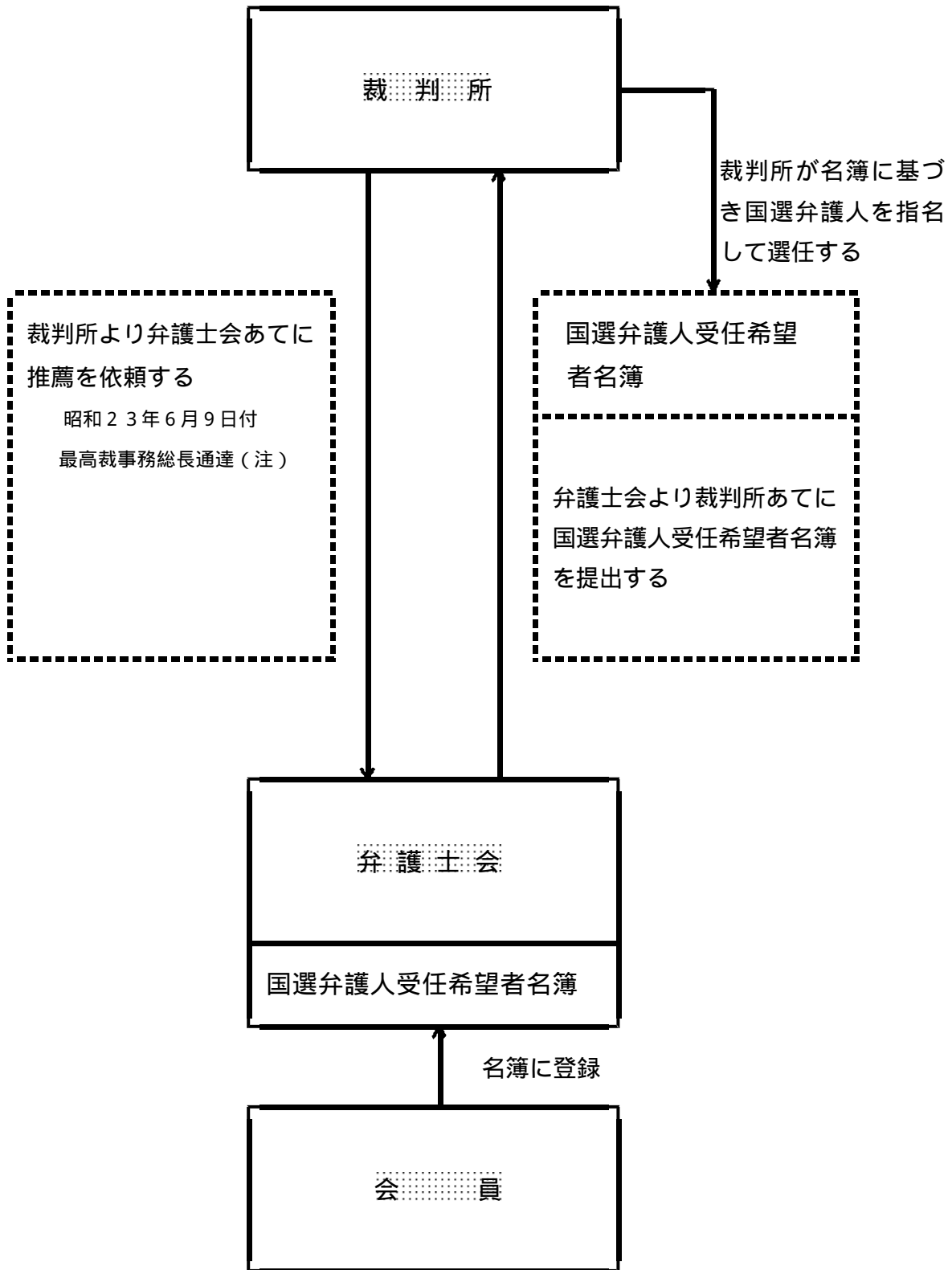
パターン(2-2): 期日指定・名簿推薦方式

裁判所が期日を指定して弁護士会に推薦依頼をし、弁護士会は登録名簿に基づき推薦する(東京三弁護士会など)



パターン(3): 登録名簿指名方式

裁判所が弁護士会が作成した登録名簿に基づき国選弁護人を指名して選任する



(注)官選弁護人の選任方法について(昭和23年6月9日、刑事第3455号、高等裁判所長官、地方裁判所長あて、最高裁事務総長通達)(抜粋)

標記の件については、従来兎角の非難があるのみならず、近い将来において刑事訴訟法の改正を見るものと思われるが、改正刑事訴訟法の下においては、官選弁護人を附すべき場合が拡充される関係上、その選任に当り、従来のように各裁判所において人選の上選任するときは、その事務極めて煩雑となることが予想されるので、このたび当裁判所事務局と日本弁護士会連合会と協議の結果、本年7月1日以降、官選弁護人の人選については、各裁判所はその地の弁護士会に一任することになった。よって同日以後各裁判所においては官選弁護人を選任しようとするときは、各弁護士会にその人選を依頼せられたい。各弁護士会は、同日以降予め作成された名簿に記載した順序にもとづいて人選し、而してこの順序は各裁判所の合議体毎に各別に定められるものと思われるから、各裁判所から各弁護士会に人選を依頼するときは、必ず当該合議体の別を明らかにせられたい。(以下、略)